

鳥取県告示第600号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条1項及び2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県職場環境等実態調査
- 2 調査の目的
県内の民営事業所における休暇制度、育児・介護休業制度、ポジティブアクションの促進状況等の職場環境の実態を調査し、今後の労政福祉施策の基礎資料とすること
- 3 調査対象の範囲
日本標準産業分類（大分類）において、以下の産業に属する鳥取県内の民営事業所
C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
週休2日制、変形労働時間制、年次有給休暇、休暇制度、育児・介護休業制度、仕事と生活の調和、ポジティブアクションの促進状況、セクシュアルハラスメント対策、高齢者の雇用確保措置に関する事項
 - (2) その基準となる期日
平成24年9月1日（土）
- 5 報告を求める者
平成21年経済センサス - 基礎調査によって得られた事業所及び企業の名簿より無作為に抽出した常用雇用者規模10人以上の1,500民営事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室が、調査票を郵便にて発送、回収する。
- 7 報告を求める期間
平成24年9月1日から同月21日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
県ホームページ上で公表する。